

平成29年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 教育総務課

項 目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
委託契約に関する財務事務の執行について(個別監査結果)	<p>(142・144) 県立学校機械警備業務委託(契約の相手方や契約方法の検討)について(意見)</p> <p>導入時に一般競争入札で委託業者を決定しても、導入後の警備業務について随意契約を結んでいる状況では、契約期間全体として競争性が働かず、全体として委託料が割高となるおそれがある。</p> <p>長期的な委託料削減の観点から、契約の相手方や契約方法について検討すべきである。</p>	<p>機械警備業務の場合、委託業者が変わると、その都度機器の撤去費用や設置費用が発生する。</p> <p>このため、委託料削減に向けた検討を行うにあたっては、機器の耐用年数や初期投資にかかる費用、ランニングコストなどをしっかりと押さえながら、これまでの契約内容、金額と比較し、経費削減が可能か検証を行う必要がある。</p> <p>その上で、他府県の事例も参考にしながら、効果的な入札や契約手法について検討していく。</p>
	<p>(143・145) 県立学校機械警備業務委託(実績検証の適切な実施)について(意見)</p> <p>見積書について、学校ごとの総額が記載されるのみで、内訳明細が把握されていなかった。</p> <p>見積書の内訳明細を入手するとともに、実績検証を適切に実施し、次年度以降の積算に反映させるべきである。</p>	<p>委託業者からは、詳細な内訳書の提出は難しいとのことであるが、引き続き、業者に対し詳細な内訳の提出を求め、実績の検証が適切に実施できるよう努めながら、次年度以降の予算に反映してまいりたい。</p>

平成29年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 特別支援教育課

項 目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
<p>委託契約に関する財務事務の執行について(個別監査結果)</p>	<p>(146～151) スクールバス運行管理業務委託(業務実施情報の正確な把握)について(意見)</p> <p>日々の業務に関する報告については、運行日誌として運行時間や点検結果等の情報を受領しているが、運行の前後に実施する点呼・点検に要した時間については、項目がないため記載されていない。</p> <p>業務に関する報告については、点呼・点検の時間も含めた形で受領し、業務実施状況を正確に把握すべきである。</p>	<p>平成30年度のスクールバス運行管理業務委託から、管理仕様書の様式(運転日誌)の記載項目に、「点呼・点検に要した時間」を追加し、業務実施状況を正確に把握できるよう改善した。</p>

平成29年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 保健体育課

項 目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
<p>委託契約に関する財務事務の執行について(個別監査結果)</p>	<p>(152~155) 県立学校児童生徒定期健康診断業務委託(受診人数の調整結果の明確化)について(意見)</p> <p>正確な委託金額を算定するため、実際の受診者数と請求書の整合性の確認が重要であるが、いくつかの学校の検査において、差異突合の作業の証拠がないものや確認作業の完了が不明瞭なものが見受けられた。</p> <p>県と業者がそれぞれ把握している受診人数の差異調整結果について、証拠を明確にしておくべきである。</p>	<p>本委託事業の精算において、正確な委託金額を算定するため、学校からの「受診者数報告書」と業者からの「実績報告書」を事前に突合し、双方の差異を確認したうえで、確定した受診者数での「実績報告書」と「請求書」により適正な支出事務を行っているが、確認作業の中で一部証拠が不明瞭なものがあった。</p> <p>平成30年度から、「受診者数報告書」と「実績報告書」の差異の確認作業の内容を書面に記録することで、証拠が明確になるよう是正していく。</p>

平成29年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 文化財保護課

項 目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
<p>委託契約に関する財務事務の執行について(個別監査結果)</p>	<p>(156) 安土城考古博物館指定管理委託(選定委員会における選定委員の出席)について(意見)</p> <p>指定管理者選定委員会の開催に当たって、出席委員が7人中4人であり、定足数は満たしていたが、関連する委員の出席が少なかった。</p> <p>全ての選定委員が出席できるような運営に一層注力すべきであり、仮に全員出席できない場合は、定足数のみならず、関連する委員の出席率も十分に考慮すべきである。</p>	<p>本件にかかる指定管理者選定委員会は、スポーツ施設と文化財施設の8施設の審査案件について開催したものであるが、平成28年度からスポーツ施設の所管が県民生活部に移管されたので、次回の選定委員会は、基本的には文化財関係の委員で構成し、全ての委員が出席できるよう各委員と日程調整を十分に行った上で開催するよう努める。</p>

平成29年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 びわ湖フローティングスクール

項 目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
委託契約に関する財務事務の執行について(個別監査結果)	<p>(157) 運航管理委託(業務経過報告書の提出の遅延)について(指摘)</p> <p>学習船「うみのこ」の運行管理業務について、各四半期ごとに提出されるべき業務経過報告書の提出が遅延していた。</p> <p>受託者からの業務経過報告書を遅滞なく提出するよう県は指導すべきである。</p>	<p>平成30年度から契約書に提出期限を明記し、提出が滞ることの無いよう改善した。</p>
	<p>(158) 運航管理委託(網羅的な再委託先の報告)について(意見)</p> <p>仕様書で業務として明示されている船内消毒や水質管理等が再委託されていたが、県の承諾を得るための再委託申請書が提出されていなかった。</p> <p>県は受託者に対し、再委託先の報告を漏れなく行うよう指導すべきである。</p>	<p>平成30年度から仕様書に記載する検査等の業務を再委託する場合は、再委託申請書を漏れなく提出するよう指導した。</p>

平成29年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 びわ湖フローティングスクール

項 目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
委託契約に関する財務事務の執行について(個別監査結果)	(159) 給食業務委託(一般競争入札への移行の検討)について(意見)  随意契約で実施されている学習船「うみのこ」船内での給食提供業務について、一般競争入札への移行を検討すべきである。	平成30年度業務委託実施分から一般競争入札へ移行した。
	(160) 給食業務委託(実績検証の適切な実施)について(意見)  業務見積の内訳について、見積金額と実績の支出報告が同額で、各項目の支出金額も見積段階と同じ係数を乗じて報告されていた。  県は、詳細な委託料実績の報告を受託者へ求めるとともに、委託料実績を適切に検証したうえで、翌年度以降の委託料の積算を実施すべきである。	意見を踏まえ、引き続き実績について適切に検証を進めてまいりたい。

平成29年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 びわ湖フローティングスクール

項 目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
<p>委託契約に関する 財務事務の執行に ついて(個別監査結 果)</p>	<p>(161) 給食業務委託(人件費の妥当性の検証)について(意見)</p> <p>委託料の約7割を占める人件費について、同業他社の単価実績等を比較・検討し、人件費にかかる委託金額の妥当性の検証を実施すべきである。</p>	<p>人件費の積算に当たっては、標準的な単価と委託業者の社内給与規定による人件費とを比較し、確認しているところであるが、さらに参考となる指標等がないか考えてみたい。</p>

平成29年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 図書館

項 目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
委託契約に関する財務事務の執行について(個別監査結果)	<p>(162) キャットウォーク保守点検業務委託(2者以上からの見積徴取)について(意見)</p> <p>随意契約理由の妥当性を厳格にチェックするとともに、2者以上から見積徴取することを検討していくべきである。</p>	<p>平成30年度において図書館の大屋根、外壁およびキャットウォークの修繕工事を一体的に発注する予定である。</p> <p>当該工事終了後(キャットウォークの修繕後)、設置業者が定める保守点検業務の仕様に基づき契約金額等、随意契約理由の妥当性を検証したうえで、2者以上から見積徴取するよう検討する。</p> <p>なお、修繕工事期間および修繕後の保障期間においては保守点検は不要となるため、平成30年度、31年度は委託契約は行わないこととなる。</p>
	<p>(163) キャットウォーク保守点検業務委託(金額の妥当性の検証および契約の相手方や契約方法の検討)について(意見)</p> <p>今後は、契約金額の妥当性を検証し、ライフサイクル全体としての委託料削減の観点から、契約の相手方や契約方法についても検討していくべきである。</p>	<p>上記のとおり、大屋根工事等と修繕工事を一体的に発注することから、キャットウォークの保守点検については、修繕後において、契約金額の妥当性を検証したうえで、2者以上から見積を徴取するよう検討する。</p>



平成29年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 図書館

項 目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
<p>委託契約に関する財務事務の執行について(個別監査結果)</p>	<p>(164) 警備業務委託(契約の相手方や契約方法の検討)について(意見)</p> <p>導入時に一般競争入札で委託業者を決定しても、導入後の警備業務について随意契約を結んでいる状況では、契約期間全体として競争性が働かず、全体として委託料が割高となるおそれがある。</p> <p>長期的な委託料削減の観点から、契約の相手方や契約方法について検討すべきである。</p>	<p>機械警備業務の場合、委託業者が変わると、その都度機器の撤去費用や設置費用が発生する。</p> <p>このため、委託料削減に向けた検討を行うにあたっては、機器の耐用年数や初期投資にかかる費用、ランニングコストなどをしっかりと押さえながら、これまでの契約内容、金額と比較し、経費削減が可能か検証を行う必要がある。</p> <p>その上で、他府県の事例も参考にしながら、効果的な入札や契約手法について検討していく。</p>